

根井幸親覚書

一、『平家』諸本の根井幸親

覚一本『平家物語』を見るに、義仲討伐に向かった梶原源太景季の口を借り、

木曾殿の御内に四天王と聞ゆる今井・樋口・楯・根井にくんで死ぬるか（覚一本巻九「生ずきの沙汰」^①）

と、木曾の郎等四人が挙げられ、巻九「樋口被斬」にも同じ四人が挙げられる。前二者で乳母子の今井四郎兼平、樋口次郎兼光については木曾の最期に殉じる明暗が形象される。共に義仲を幼少より育てた中三権頭兼遠の息子で、人格的にも結び付く最側近の郎等として物語は描くが、後の二者、根井幸親・楯親忠親子については、木曾の挙兵時、幸親が廻文に応じ、従った事が記され（巻六「廻文」）、楯親忠も従軍した事が記されるが（巻七「主上都落」・巻八「瀬尾最期」）、木曾入京以後、覚一本では人物像・動向が作られてゐない。

『愚管抄』第五「後鳥羽」では四人の郎等が一致せず、

山田、樋口、楯、根ノ井ト云四人ノ郎従有ケリ^②

とあるが、此処でも根井が挙げられるから、木曾の有力な郎等と当時認識されてをり、また伝聞記事ではあるものの、寿永元年、横田河原の合戦で、城四郎を破つた信乃源氏が「キソ党」と共に「サコ党」（及

び「甲斐国武田之党」より構成されてゐたとある事からも、滋野一族が含まれる、中信佐久郡の武士達が義仲を支へてゐた事が分かる。

覚一本は今井・樋口以外、義仲配下の主要な武将である根井親子（及び高梨）について造形してゐない訳だが^③、諸本により根井・楯の比重は異なる。何れも義仲の合戦の交名に頻出するのは勿論であるが、木曾挙兵の段階で、

兼雅起請文ヲハ書ナカラ、年来ノ養育空ナラム事ヲ歎テ、己カ命ノ失事ヲハ顧ス、木曾カ世取ムスル謀ヲノミソ明テモ晩テモ思ケル、其後ハ世ノ聞ヘテ、当国ノ大名、根井小「矢」太滋野幸親ト云物ニ義仲ヲ授ク、幸親是ヲ請取テ、モテナシカツキケルホトニ、國中ニ奉テ、木曾御曹司トソ云ケル、父多胡先生義賢カ奴テ、上野国勇士、足利カ一族以下、皆木曾ニ従付ニケリ（延慶本三本「木曾義仲成長ノ事」^④）

と、兼遠に託されて義仲を擁立した人物とある。これは覚一本によれば、義仲の挙兵の際、相談を受けた木曾中三兼遠は、

兼遠、まづめがらし文候べしとて、信濃国には、ねの井の小弥太、海野の行親をかたらうに、そむく事なし（巻六「廻文」）

とあり、木曾挙兵に与力した信濃の有力武士の一人として挙げられるだけであるからである。「今井ハ乳母子也、根井・小室ハ今参也」（延

慶本三末「兵衛佐与木曾不和(成事)」としても、延慶本他では特に幸親の占める比重が高い事は、先学の指摘の通りである⁶⁾。

二、海野幸親誕生の前提

寛一本・屋代本では、根井と別に、同諱の海野行親も木曾に従った信濃武士として見え、系図にも同人が見える訳で、水嶋の合戦で戦死した海野幸広(巻八「水嶋合戦」)の父とされるが、先学が既に指摘する通り、問題の根井幸親から誤つて析出された人名として良い。真名本『曾我物語』に活躍する海野幸氏は実在が確認されるが(後掲)、古記録に「海野行親」が確認出来ず、一族間で同諱である事も不自然である。これは延慶本他に併記された本姓の「滋野」を海野と解したもので、前掲の系図は『平家』の影響を受けると考へられる。『源平盛衰記』では、

当国ノ住人ニ根井滋野行親ト云者ヲ招寄テ云ケルハ、(中略)行親、木曾ヲ請取テ、異計ヲ当国隣国ニ回シ、軍兵ヲ木曾ノ山下ニ集ケリ(巻二十六「兼遠起請」)⁹⁾

と仮名は無く、本姓を併記する。これは端的に不審して、仮名を省いた可能性があるが、軍記に於いて、名字・仮名と共に姓が並列される例を、少なからず指摘出来る。

即ち延慶本三本「秀衡資長等」可追討源氏「由事」に、越後城太郎平資長ト云者アリ¹⁰⁾があり、四部本では、

豊嶋郡住人豊嶋冠者源到義下関東へ之由聞(巻五「都帰」)¹¹⁾

や、「伊与国住人河野介越智通清」(巻五「希義通清被誅」)、また「安田三郎源義貞」(巻六「洲俣合戦」)がある。『平家』以外でも、

信濃国ノ住人仁科二郎平盛遠ト云フ男アリ(古活字本『承久記』)¹²⁾とあるのである。これからすると海野が正しく、滋野はその衍であるとする必要は無いだろう。

但し延慶本では今一例幸親・兼平に同じ掲出法が見られる。義仲と共に梟首された武士を挙げる所で、

廿六日、伊与守義仲カ首ヲ被渡¹³⁾、法皇御車ヲ六条東洞院ニタテ、被御覽¹⁴⁾、九郎義経、六条川原ニテ檢非違使ノ手ヘ渡¹⁵⁾、是ヲ請取テ、東洞院ノ大路ヲ渡テ、左ノ獄門ノアフチノ木ニカク、首四アリ、伊与守義仲、郎等ニハ、^a「信乃国住人」高梨六郎忠直、根井^b「滋野」幸親、今井四郎。「中原」兼平也、^d「樋口兼光、降人ナリシヲ、渡シテ被禁獄」(五本「義仲等頸渡事」)¹⁶⁾

とあり、高梨には無く、幸親と兼平に姓が付される。

これは『師守記』貞治二年六月記紙背の「被渡賊首儀事」が引く勘文の中に、

寿永三年正月廿六日、今日被渡義仲等首¹⁷⁾。「納言藤原頼実 卿着左仗座、召藏人頭左」。「藤原光雅朝臣、仰義仲等首可請取之由、光」。「於床子座仰大夫史小槻隆職、々々於脇陣仰」。「尉源仲頼、左衛門少尉仲頼・中原章長・少」。「原清重以下向六条河原、請取伊与守義仲」。「衛尉源忠直・根井滋野行近・今居中原宣衡」。「渡之(史料纂集)」

がある。¹⁸⁾『師守記』と現存『平家』諸本の本文・記事内容には相違があり、また物語と異なり、高梨忠直の官が正しい事を見るに、『師守記』が

『平家』を取り入れたと見る必要は無い。『平家』はこの頸渡の箇所、姓を記す、未見の交名史料（後掲の『葉黄記』流鏑馬史料参照）を取り込んだもので、延慶本が古態を残すと考へられる。長門本『盛衰記』はそれを省略し、四部本の首渡は前掲延慶本に近いが、

伊与守源義仲・信濃国住人高梨忠直・根井幸親・今井四郎仲原兼光（巻九「義仲首渡」）

と、今井に「仲原」があるのは、その過程で痕跡が残ると推測するものである。

三、根井幸親の最期

義仲梟首記事に於いても覚一本は、単に、

同廿四日、木曾左馬頭、并に余党五人が頸、大路をわたさる（巻九「樋口被討罰」）

とするだけであるから、根井幸親がこの時、今井・樋口同様、義仲に殉じた事自体が物語より消えた事になるが、他本では、最期の合戦にも従軍してゐる事が明記され、諸本間で相違がある。『盛衰記』では、

去程二木曾義仲ハ、折節、勢コソナカリケレ、樋口次郎兼光ハ、十郎藏人行家ヲ攻ントテ、河内国へ越ヌ、今井四郎兼平、^x「方等」三郎先生義弘、五百余騎ニテ勢多ノ手ニ指遣ス、根井^y「大弥大」行親、楯六郎親忠、進六郎親直、仁科、高梨、三百余騎ニテ、宇治ノ手ニ指遣ス、木曾ハ力者二十人汰テ、関東ノ兵強ヲハ、院ヲ取進テ、西国へ御幸成進セント支度シテ、上野国住人那波大郎弘澄ヲ相具シテ、院御所ヲ奉守護、其勢僅ニ百騎計ニハ不過ケリ（巻

三十五「義経範頼京入」¹⁹）

と、幸親・親忠が宇治に向かつたとあり、

行親・親忠等宇治橋ヲ引テ、防戦トイヘ共、義経河ヲ渡シテ合戦ス、行親等力軍、忽ニ敗テ四方ニ馳散由、使ヲ木曾力許ヘ立タレハ

と、敗軍を報じたとする。その後、六条河原で、

根井行親・楯六郎親忠等二百余騎ニテ木曾ニ行逢

とあり、関東軍との合戦で、親忠、幸親及び高梨六郎忠直が討たれたとする。『鬪諍録』では、

根井ノ小矢^ヤ太親行・其子楯ノ六郎親忠・方等三郎先生義弘、此等

三人ヲ為ニ大將軍^ト、五百余騎ニテ固^メニ宇治^ヲ指^シ遣^ス之（八上

「為木曾追討義経範頼被向瀬田宇治事」）

とし、同様宇治に向かひ（後には根井小矢太一人が宇治の手の大将として挙げられる）、

木曾郎等吾^モ々^ト雖^シ禦^シ闘^ハ、無^シ勢^ハ、不^レ叶^シ而^{シテ}、方等ノ三郎先生被^レ討^ル、

根井小矢太負^レ手、仁科・高梨・楯ノ六郎近忠落^ニケリ矣（同「木

曾於瀬田被討事」）

と根井幸親が負傷した事、楯親忠が宇治の手を落した事が記される。

『鬪諍録』には梟首記事が無く、根井の死亡が確認出来ないが、問題の一は、楯親忠がこの後、義仲に合流し、粟津で戦死する事で、こ

れはその間の経緯の説明が無いと解する事にならうが、更にこの後に、

樋口ノ次郎兼光・楯六ノ郎親忠為^レニ討^ニケリカ^ク河内

国^ニ、（同「木曾於瀬田被討事」）

とあるのは、明らかに前後撞着する。

『盛衰記』・『鬪諍録』では宇治に根井幸親・楯親忠を置き、前者で

は洛中の合戦で、二人を戦死させるが、延慶本では、洛中戦死は『盛衰記』に同じであるが、宇治派遣について言及が無い。即ち、

木曾^カ方^ニ折節都^ニ勢ソナカリケル、乳母子樋口次郎兼光、五百余騎^ニ十郎藏人行家^ヲ責^ムトテ、河内国石河^ト云所へ差遣^ス、今井四郎兼平、五百余騎ノ勢ヲ相具^テ、勢多ノ固ニ差遣^ス、方等三郎先生義広、仁科、高梨、小田次郎等、二百余騎^ニ宇治^ヲ固^ニ向ケリ、京^ニ力者廿余人ヲ支度^{シテ}、若ノ事有^ハ、院^ヲ奉取^テ西国^ヘ御幸ナシ奉^ムト用意^{シテ}、上野国住人那波太郎弘澄^ヲ始^トシテ、義仲^カ勢百騎^ニ過リケリ（五本「兵衛佐ノ軍兵等付宇治勢田事」、長門本同）

と、最初の布陣にはその名が記されず、宇治勢田より関東軍乱入の報を聞いて、院御所を出た義仲が、

東^ヲ差^テ馳行^テ、河原^ニ出^ツ、六条河原^ニシテ、根井行親・榎六郎親忠、二百余騎^ニ義仲^ニ行逢^ヌ（同前）

と、義仲と遭遇したとあり、前掲の『盛衰記』と同じ本文が見られる。延慶本は宇治布陣の交名、宇治川での合戦から根井・榎を除いたもので、『盛衰記』が古いだらうか。長門本・四部本は竟一本同様、根井・榎のこの時の動向を記してゐないが、これらも根井・榎を除いたものであらうか。或はその逆で両人は後に増補されたのか、判断する手掛りはないものだらうか。

四、『皇代暦』の宇治勢田合戦と『平家物語』

『平家』諸本の前後の判断の手掛りになるのは中世年代記の『皇代暦』⁽²⁰⁾である。

寿永三年正月廿日巳刻、九郎（頼朝舎弟ノ云々）於宇治合戦、方等三郎先生（義広為義子ノ也）無程義広被打落畢、即九郎先陣懸入京中、於六条川原、始義仲聞之、郎等榎行綱雖向戦、無程被打落了、義仲向大津手字今井方、雖落加今井、九郎手猶自京追責終義仲并今井打取斬首了、（中略）義仲為宗郎等根井行親等於京被打了、（中略）信乃高梨又於清水被捕被切首、同廿六日九郎沙汰、義仲并高梨根井今井頸四渡京中、樋口生身渡之、凡義仲日来無支度、毎事越度、且相待平氏之間、如此被打了、其勢無幾、勝劣可然事云々（後鳥羽紀、〇は割注、ノはその改行箇所）

とあるのがそれで、端的に『平家』との関係を窺はせるのが、宇治の手の方等三郎先生義広である。残念ながら南都本が、対応の古態巻の本文を欠くのだが、前掲の延慶本・長門本・『盛衰記』・『闘諍録』に同名が見える。この時、宇治の手の大將軍は確かに「義広（三郎先生）為大將軍云々」⁽²¹⁾で、頼朝の叔父の志太三郎先生義憲の改名である。同人は寿永二年十二月二十一日、美濃守に補任されたもので、正しい呼称は「大將軍美乃守義広」⁽²²⁾であるが、任官の日が浅いため、『玉葉』と同じく旧称で記したと解するが、『皇代暦』と一部『平家』が、由来不明の「方等」迄、共有してゐる事は、端的に両文献に關係の有る事を示すものではないか。

但し「方等」を持たない近似本文を持つのが、同じ年代記の『一代要記』で、

正月廿日^{巳刻}、九郎義経於宇治、与三郎先生^{為義子}義広合戦、義広无程被打畢、即義経入京至六条河原、義仲聞之、郎等榎行綱雖向戦、敢不敵、義仲向大津手字今井相加、義経手猶自京追責、終義仲并

今井打取斬了、義仲為宗郎等根井行親等於京被打了（東山御文庫本の紙焼写真）

とあり、『一代要記』の方が簡略であるが、両者が非常に近い本文を有する事が分かる。此処で『一代要記』が先出で、『皇代暦』の「方等」が増補であるとする、『皇代暦』の『平家』利用の可能性が生じるだらう。しかし『一代要記』の「九郎義経」を、『皇代暦』が「九郎〔頼朝舎弟／云々〕」として実名を記さず、頼朝弟に断定しない表現の「云々」を付けて改変する事、更に初めよりそれが明記される『平家』を受けたとすると、改変の動機が不明で、不自然である。これは正に『玉葉』が、この時、

頼朝弟九郎「不知実名」為大將軍、率数万之軍兵企上洛之由、所承及也（寿永二年閏十月十七日条）

とし、また、

其替出立九郎御曹司〔誰人哉、可^{（尋）}□聞〕已合上洛云々（同前十一月二日条）

とする様に、実名の「義経」が都人には知られておいたため、仮名のみを記したもので、『皇代暦』は当時の風聞を記載した俣の本文を留めてをり、『一代要記』がこれを改めたと見て良く、同様『皇代暦』に近い本文を持つ『皇帝紀抄』の、

正月廿日、九郎源義経、蒲冠者範頼〔各頼朝舎弟也〕為誅義仲入洛、先於宇治合戦、美濃守義広無程引了、即入洛、義仲出向六条河原合戦、於大津辺、遂被斬首了、廿六日義仲等首、義経渡大路（群書類従）

とある記事も（『一代要記』に無い記事があるから）、別に『皇代暦』

の本文を整理したと見るものである。

故に『皇代暦』と『平家』を比較可能と見るが、『皇代暦』のこの時の合戦記事は、細部を見るに現存『平家』と一致せず、且つ史実に合致する所がある。勢田の手が破られる前に義経軍が電撃的に入京し、今井と合流した義仲を挟撃した事、高梨が清水で捕縛されたとある記事は、北酒出本『源氏系図』の同人の脇書に一致した⁽²⁵⁾。また六条河原で東国軍を最初に迎撃したとされる「楯行綱」は『平家』では法住寺殿合戦に登場する「矢島四郎行綱」と考へられ、『源平盛衰記』ではこの時、「根井次郎行直」が従軍したとするが、現存『平家』には爰に登場しないからである。

平田俊春氏は『皇代暦』は「前平家」より、引用するとするが、先に論じた通り、樋口二郎降参の経緯は現存『平家』と異なつてゐる。それでも「前平家」本来の記事である、或はこの記事に関しては「前平家」に依拠しないと解したとしても、前掲した義経を不明確な俣、残す事は不可解である。この合戦記事では「方等三郎先生」以外、一致がないが、筆者はこれまで『皇代暦』と『平家』諸本を比較し、『平家』に先行し、且つ史実とも一致する事から、典拠を共通するとし、⁽²⁶⁾ 寿永二年七月の義仲上洛記事でも同様であつたが、⁽²⁷⁾ 此処でも同様に解するものである。

延慶本では「方等三郎先生義広」が見えるのは此処だけで、五末「池大納言帰洛之事」では「前美能守義広」として、木曾同意に言及されるものの、他は「志田三郎先生義憲」（六末「源氏六人勳賞行事」・「十郎藏人行家被擲事付人々被解官事」と、誤解があり、統一・説明が無いのも、延慶本・長門本・『盛衰記』

が複数史料を未整理のまま取り込んでみると解される。³⁰⁾

五、軍記の根井幸親の成長

従つて宇治の手の大将として方等三郎先生義広を挙げる伝本が古態で、その他の武將は諸本が個別に加へたものであらう。根井幸親が宇治の手に当初見えないのも問題の典拠に拠るもので、同様の延慶本・長門本が諸本中、古態を留めるとして良い。『皇代曆』に根井幸親が洛中で討たれたとある記事が、『平家』の同人の六条河原での戦死に影響を与へた可能性があるが、幸親親子は在京してゐたとすれば、根井親子が義仲軍の布陣に見えない事を自然に説明出来る。

先に一部『平家』で義仲を擁立したのは根井幸親であるとしたが、古記録を見るに、直前の義仲と平家との和平交渉に派遣されると見えるのが、

第一之郎従(「字楯云々」)、『玉葉』寿永三年正月十二日条

で、楯親忠が該当すると思はれるが、先の『皇代曆』で矢島四郎を楯とし、『醍醐雜事記』³¹⁾でも、

兵衛佐源頼朝自坂東入打手於京中、与伊予守義仲於六条河原合戦、無程義仲被落了、於大津之大江刎頸了、凡刎頸之者四百余人、懸之、同廿六日義仲之頸渡之、有御覽、郎等三人之頸同渡之、字楯・今井・高梨子云々(同二十日条)³²⁾

と「楯」とあるから、根井幸親の可能性もある。この派遣は実現しなかつたと思はれるが、「義仲為宗郎等」(前掲『皇代曆』)の根井行親は、義仲の身边を離れなかつたのではないか。

『皇代曆』・『醍醐雜事記』、更には『玉葉』の、

義仲勢元不幾、而勢多・田原分二手、其上為討行家又分勢、独身在京之間遭此殃、先参院申可有御幸之由、已欲寄御輿之間、敵軍已襲来、仍義仲奉棄院、周章对戦之間、所相従之軍僅卅册騎、依不及敌对不射一矢落了(同正月二十日条)

を見るに、洛中での義仲の戦闘は、『平家』と異なり、呆気なく、或は家来に戦はせて自身は直ちに勢田に逃亡したと考へられ、根井や高梨も残党掃討で落命したのが実情であらう。

しかし延慶本(長門本)で、根井親子に、

義仲申ケルハ、合戦今日限トス身ヲモ顧ミ、命ヲ惜ムム人クハ、コ、ニテ落ヘシ、戰場ニ臨テ逃走テ、東国輩ニ被欺ム事、生前ノ耻也ト申セハ、行親・親忠等ヲ始トシテ申ケルハ、人生テ、誰ハ死ラテ遁ム、老テ死スルハ、兵ハ恨也、就中、其恩ヲ食マ、其死ヲ去ラ、又兵ノ法也ト云テ、退ク者ナシ(五本「兵衛佐ノ軍兵等付宇治勢田事」)

と義仲に応じて、大仰乍ら武士の気概を吐かせる所は、

木曾力方今井・樋口・高梨・根井ト云四人ノキリ者有ケリ、其中根井ト云者(延慶本四「木曾京都テ頑ナル振舞スル事」)

とある役割を踏まえての結構であらう。更に『盛衰記』では宇治川合戦で、「根井大弥太行親」は「軍掟スル事柄ヲ見ニ容儀人ニ勝タリ」とし、腹巻に大鎧を重ねて着してゐるとする。³³⁾更に退却しながら「七八度マテ返合テ戦」つた所、迫つて来た東国武士二人を両脇に搔挟み、馬ごと深田に投げ飛ばす。

東国ノ兵、是ヲ見テ「舌振」シテ不進ケレハ、大弥太ハ、イカニ殿原、続給ハヌソ、去ハ都二上、木曾殿ト一所ニテ待奉ラント

旬懸テ、木幡庄へ入トハ見エケレ共、自害ヤシケン、落モヤシツラン、其後ハ向後ヲ不知ケリ（巻三十五「畠山重忠渡河」³³）

とある、傍線部を見るに、前掲の宇治川合戦敗北から六条河原の最期に至る経緯と前後撞着があり、成立段階が不明であるが、壇ノ浦合戦時の能登守教経像に通じる、豪胆怪力の武士として特徴的な造形が成されてゐる。長門本では、北陸合戦で「根井小矢太」が伊藤九郎を討ち取るとあるが、簡略（十四「伊藤九郎討死事」）。対して慶長古活字本『保元物語』（電子公開）では、為朝を前に、大將源義朝が「少せめあくんでそ思はれる」とした後に、

其時、信濃国住人根井大弥太、藍摺の直垂に、卯花綴の鎧に、星白の甲をき、駁なる馬に乗たるか、進出申けるは、軍に人のうたるゝとて、敵に息をつかせんには、いつか勝負を決すへき、其上、我らハ餒をもとむる鷹のごとし、凶徒ハ鷹におそるゝ鶴にあらずや、いさやかけん殿原とて、真前に進めは、つゝ兵、誰々そとして、信濃武士の交名が続くから、大弥太は信濃武士の第一人者であり、

門の内へ責入て、さんくゝに戦ければ、手取の与次・鬼田与三・松浦小次郎もうたれにけり、すへて為朝のたのミ思はれたる廿八騎の兵、廿三人うたれて、大略手をそ負たりける（巻中「白河殿攻め落す事」）

とあり、為朝郎従の若干を討ち取つたとする。屋代本・覚一本は捨象してゐるが、それ以外の『平家』諸本では、根井幸親の最期について、様々工夫して居り、『盛衰記』・古活字本『保元』を見るに、軍記物語中、屈指の勇士に迄、成長したと云へるだらう。

六、滋野氏の伝承との関連

古活字本『保元』の形象成立の一因は、木曾四天王の位置にあると思はれるが、『保元』諸本の根井大弥太勲功譚との関係、その成立は問題である。『平家』では「大弥太」・「小弥太」・「太郎」と、幸親の仮名が区々で、屋代本『平家』で、

木曾イト、意武ヲナテ、祢井太郎・小野太・滋野行近ヲ始トシテ国中ノ兵ヲ語ラニ一人モ背クハ無リケリ（巻六「木曾冠者義仲於北国謀叛事」³⁵）

と、根井を太郎と小弥太に分ける事を見るに、この混乱が影響したと思はれるが、文保本『保元』を挙げれば、

信濃国住人蒔田ノ近藤武者・桑原ノ安藤三・安藤三、各手負ヲ引退ク、木曾中太・弥中太大事ノ手ヲウテノキニケリ、根津ノ神平・根井ノ大野太手負ニケリ（巻中「白河殿攻落事」）

とあり、古活字本も含め『保元』では大弥太で、且つ幸親の実名が掲載される事がなく、『保元』が『平家』を参照してゐると確言出来ない。文保本・半井本『保元』では、大弥太の負傷のみが言及されるだけだから、古活字本と懸隔があるが、宝徳本系では、

其次信濃国住人根井大野太進出て、軍の陳をは、破軍星の者こそ破なれ、のけく殿原、此門迫破覽とて、かけて入所を、首藤九郎よ引て、放矢に、胸板射させて落ニけり（宝徳本巻中「白河殿攻め落とす事」）

と、大弥太に果敢な突撃を試みさせてゐるが、「破軍星」の生まれとは、

妙見信仰との関連を窺はせ、且つ物語独自の形象と言ふには不十分であるから、何らかの伝承を取り込んだと思はれる。

多様な観点から滋野氏の管理伝承の存在を推定した福田晃氏の論を承け、砂川博氏は、根井一族の軍功称揚の語りが存在したとする⁽⁴⁾。何分、中世の同氏の氏族伝承の実態は、史料が少ない為、明らかにし難いのだが、天理大学図書館蔵の天文五年本銘尽(備前)に、

国包(一条院御宇、八幡殿奥向時根井太郎帯)

と、八幡太郎義家迄、関係を遡らせる伝承がある所を見ると、諏訪祝同様、源氏との由緒を主張する後世の付会の可能性が考慮されよう。

これは戦国時代の銘尽にのみ見える記事だが、更に歴史的な問題を言ふならば、信濃武士と牧の關係から、中信の武士の騎兵力を義仲軍の強みと見る見解があるが、同時に滋野氏が射芸に通じてゐた事を指摘出来る。滋野一族の海野幸氏や、中信の藤澤清親・望月重隆(更には金刺盛澄)が幕府の流鏑馬役を務める事は明らかであつたが、信濃滋野氏の一族が、鎌倉時代京都の新日吉社小五月会で流鏑馬役を務めた事が分かる。『民経記』天福元年(一一三三)五月九日条に、

射手 滋野名木七郎信乃住人(大日本古記録)

また『葉黄記』宝治元年(一二四七)五月九日条に、

一番相模守重時朝臣

射手 逸見四郎源義利

的立 桜井左衛門尉滋野宗平(史料纂集)

とあり、信濃の滋野一族として良いが、滋野一族が代々騎射芸に長じてゐた可能性があるからである。より古い時期の滋野一族の武功伝承の発掘が必要とならう。

結句、不明点が多いのだが、『平家』『保元』の根井幸親像の形成は、物語の成立・展開を考察する上で、看過出来ない問題である。

注

- (1) 日本古典文学大系による。
- (2) 文明本(新訂増補国史大系)による。島原本(日本古典文学大系)同。山田に該当する『平家』の山田二郎重広の実在については、拙稿「溢れ源氏考証(上)」(『米沢国語国文』二十九、平成十二年六月)参照。
- (3) 『玉葉』治承五年七月一日条(図書寮叢刊)。
- (4) 例外は千野光弘であるが、同人への関心とその理由については、拙稿『平家物語』『千野光弘最期』の展開について(『米沢国語国文』四十四、平成二十七年十月)で考察した。
- (5) 長門本同(「」なし)。四部合戦状本巻五でも「彼国大名ニアツ、ツ 授下根、井、大郎滋野幸親於此養君木曾御曹司上」とある。長門本は福武書店刊本、四部合戦状本・『源平闘諍録』は汲古書院刊による。
- (6) 砂川博氏『平家物語の形成と琵琶法師』第二編第二章「木曾軍団と東国武士団」(平成十三年十月、初出同十年十月)
- (7) 『諸家系図纂』所収「滋野」・「信州滋野氏三家系図」。続群書類従にも収める。
- (8) 『平家物語研究辞典』「根井小弥太」(松尾葦江氏執筆、昭和五十三年三月)・水原一氏注、新潮日本古典集成『平家物語 中』(昭和五十五年四月)
- (9) 慶長古活字本(勉誠社刊)による。蓬左本(汲古書院刊)大略同。
- (10) 長門本同。『盛衰記』巻二十七「頼朝追討序宣」では「城太郎平

資職」とする。四部本では「平」なし。

(11) 南都本・『盛衰記』では、「豊嶋(ノ)冠者」とある。注(2)の拙稿参照。

(12) 延慶本三本「沼賀入道与河野合戦事」・『盛衰記』巻二十六「通信合戦」では、「河野介通清」とする。また四部本巻六「怒何入道河野合戦」では、河野通清の戦が再説されるが、ここでは「伊与国住人河野介通清」とある。

(13) 元和古活字本(国会図書館蔵本の電子公開)による。内閣文庫蔵写本(電子公開)同。前田本は「仁科次郎盛朝」とする(日下力氏他『前田家本 承久記』による)。

(14) 物語では、武者の名乗に姓が挙げられる例を指摘出来る。例へば覚一本巻九「木曾最期」で、

昔はきゝけん物を、木曾の冠者、今は見るらん、左馬頭兼伊予守、朝日の將軍源義仲ぞ(延慶本・『盛衰記』・四部本・『源平闘諍録』同)とあり、今井兼平の名乗りで、

聞ケム物ヲ今ハミヨ、木曾殿ニハ乳母子、信乃国住人木曾中三権守兼遠カ四男、今井四郎中原兼平、年ハ三十二(延慶本五本「義仲都落ル事付義仲被討事」。長門本・『盛衰記』・四部本・『闘諍録』傍線なし)とある。四部本では、

木曾手信濃国住人手塚太郎光守云者追懸真守、誰ソヤ只一人残り戦コソ、心悪ケレ、名乗ヤミタレ、是ッ申、信濃国住人手塚太郎金刺光守名乗リ懸(巻七「実盛最期」)

や、巻九「梶原二度懸」でも「武蔵国住人私党中、河原太郎私隆直」と名乗る。また、

清和天皇九代の御末、六孫王七代の末孫、摂津守頼光か舎弟、大和守頼信タカか四代の後胤、中務丞頼治か孫、下野権守親弘か子に、宇野七郎源の親治とて(慶長古活字本『保元物語』巻上)

とある。これは太山寺本『曾我物語』(汲古書院の影印)で、曾我兄弟が工藤助経を討取つた後の名詞に、

とをからん人は音にもきけ、ちかからん物ハ目にも見よ、いつの国のちう人、いとうの次郎すけちかかまこ、曾我十郎助成・おなしき五郎時宗、兄弟二人して、おやのかたき、御屋形のくちにして、一家のくとうさへものせう、平のすけつねを討とりて、御前をいつるそ(巻九「すけつねうちたる事」)

とある事を見るに、義仲の場合もさうだが、改まつた名乗りの意があると解釈可能で、実際の名乗りでも有り得たか。

(15) 長門本 a なし、b 「小弥太」、c なし。『盛衰記』 a なし、b 「四郎」、c なし。d 「是三人ハ四天王二員ヘラレテ一ノ者也ケレハ義仲ト同ク懸ラレタリ」とする。

(16) 『吾妻鏡』同二十六日条にも「忠直・兼平・行親等首」とある。『百鍊抄』同日条では「此外字根井・今井・樋口等」とする。

(17) 拙稿「我観義経戦記」(『国語国文』七十四ノ七、平成十七年七月)に紹介した。

(18) 小城鍋島本では「高梨ノ冠者・今井四郎・樋六郎・祢井小野太・長瀬判官」とする(汲古書院刊、百二十句本同(汲古書院刊の斯道文庫本の影印))。中院本では傍線が井上九郎となる(三弥井書店刊『校訂中院本平家物語』)。文禄本は「井上ノ九郎・高科ノ冠者・長瀬判官代・樋口・今井也」(複製日本古典文学館の影印)とする。

- (19) 蓬左本はx「方等」、y「弥太郎」とする。
- (20) 京都大学総合博物館蔵勸修寺本による。
- (21) 『玉葉』元暦元年正月十九日条。
- (22) 『玉葉』寿永二年十月九日条。服部幸造氏『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り―』第四章三「信太三郎先生義憲」(平成十三年五月、初出昭和五十年二月)参照。以下、服部氏論と略。
- (23) 陽明文庫蔵『除目旧例』「直廬初除目被任死欠并服者例」。
- (24) 『玉葉』元暦元年正月二十日条。
- (25) 拙稿「北酒出本『源氏系図』の史料的价值について」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十七、平成十二年三月)に当該部を翻刻。
- (26) 『平家物語』の批判的研究』中、六二九〜六三〇頁、七二八・七八六頁。
- (27) 注(17)の拙稿。
- (28) 『平家物語』「堂衆合戦」の成立について」(『国語国文』六十五ノ四、平成八年四月)・『平家物語』「頼朝義仲不和」の成立について」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十五、平成十年三月)。
- (29) 拙稿「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」(『米沢史学』十七、平成十三年十月)。
- (30) 服部氏論。四部本でもこの後にも「三郎先生義憲」(巻十二「行家義憲最期」とある。義憲と義広を別人とするのは延慶本巻頭源氏系図も同じだが(但し協書は、義広に「三郎先生」、義憲に「美乃守」とある)、中世清和源氏系図でも『洪川系図』(拙稿『洪川系図』の成立とその史料的价值について(下)」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十八、平成二十三年三月)・林泉本(拙稿「上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源氏系図』の特徴について」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』五十二、平成二十八年十二月)・長禄本『劍巻』所収系図(彰考館蔵。国文学研究資料館蔵の紙焼写真)で、両名を挙げる。『保暦間記』では、建久九年の記事として、頼朝を脅かした亡霊として、「義広・義経・行家已下ノ人々現シテ」として、改名後の諱が記されるが、真名本『曾我物語』巻三では「三郎先生義兼」とあり、仮名本でも「志多の三郎先生」(彰考館本巻三「かまくらの家の事」)改名・任官が反映されてゐない。
- (31) 中島俊司氏校訂本による。
- (32) 『平家』では「大力ノツヨヨ」の南都の悪僧永覚が、同様の重ね着をする(延慶本二末「南都ノ焼払事」)。
- (33) 蓬左本zを「舌ふり」とする。
- (34) 前掲四部本や『吾妻鏡』養和元年九月四日条に「木曾冠者為平家追討上洛、廻北陸道、而先陣根井太郎至越前国水津、与通盛朝臣従軍、已始合戦云々」とある。
- (35) 本文が近い百二十句本で、「根井ノ大野太滋野幸親」とし、小城鍋島本で「根ノ井 小野 太滋野幸親」とする。
- (36) 『盛衰記』では、「根井小弥太行近」(巻二十九「平家落上所々軍」とする一方、前掲の通り宇治川合戦では大弥太として、一方、洛中の合戦には幸親が討たれた後「根井小弥太」(巻三十五「東使戦木曾」)を登場させる。但し蓬左本は此処でも「大弥太」とする。
- (37) 内閣文庫蔵半井本「根井ノ大野太郎」(『半井本 保元物語 本文・校異・訓釈編』)とするが、本文は文保本に同。鎌倉本・京図本系は

巻上「官軍勢汰」に「根井大弥田(太)」と見える(鎌倉本は汲古書院刊、京図本系諸本として、根津本〔電子公開〕・早大本〔早稲田大学蔵資料影印叢書『軍記物語集』〕・京図本〔電子公開〕・竜大本〔電子公開〕参照)。

(38) 次の陽明甲本共に陽明叢書による。東大國語研究室本同(東京大学國語研究室資料叢書『保元記 平治物語』)。鎌倉本・金刀比羅本(日本古典文学大系 傍線なし。陽明甲本「を射」・京師本「おい」(汲古書院刊の影印)・国文学研究資料館蔵宝玲本傍線「射」(電子公開)、九州大本傍線「い」(在九州国文資料影印叢書)、九条本「を打」(日本古典文学影印叢刊による。杉原本同〔汲古書院刊の影印〕)とする。(39) 頼長を自身が射たと慈円に語つた源重貞は、「カイナヲカキ出シテ、七星ノハ、クロノカク候テ、弓矢ノ冥加一度モフカク候ハズ」としてゐる(『愚管抄』巻四、文明本による)。これによれば北斗七星信仰と武勲との関係があつた事が分かる。また『平家打聞』第五巻に「幸親者、滋野ノ天皇御末」(島原市松平文庫本の電子公開)とする独自の伝承のあつた事は確かである。

(40) 『神道集説話の成立』第二編第四章「甲賀三郎譚の管理者(三)―信州滋野氏と巫祝唱導―」(昭和五十九年五月、初出昭和三十八年十一月・十二月)

(41) 『平家物語新考』第二章第二節「延慶本平家物語の「義仲拳兵説話」(昭和五十七年十二月、初出同五十一年五月)

(42) 拙稿「源氏重代太刀伝承二、三」(『米沢国語国文』四十三、平成二十六年十月)で保井芳太郎氏蔵本としたが、現在、天理図書館所蔵(『天理図書館稀書目録 和漢書之部 第五』に「刀劍銘尽」として掲

出)。吉原弘道氏の御教示による。

(43) 『神氏系図』(東大史料編纂所蔵の謄写本)・『諏訪大明神縁起絵詞』(古典文庫『中世神仏説話集 続々』・『守矢文書』)「大祝即位伝授書三巻ノ内」(『諏訪史料叢書』二十六)に源義家との主従関係が言及される。

(44) 前掲注(6) 砂川氏論文参照。

(45) 『吾妻鏡』文治四年二月二十八日・同八月十五日条・建久元年四月三日条・同四年八月十六日条。

(46) 『民経記』の天福元年五月九日条に的立を務めた「サラ井左衛門尉信濃住人」は桜井の誤脱で、同人が一族で、信濃の滋野氏として良いだらう。信濃国内に桜井の地は二か所ある。海野庄内(現、東御市東部町)と、伴野庄内(現佐久市)である。前者は『大塔物語』に根津氏の配下に桜井の名として見え、後者は鎌倉時代に確認出来る(『大宮御造栄之目録』、共に『新編信濃史料叢書 第二巻』所収)。日本歴史地名大系『長野県の地名』参照。